

ちいき
地域のみなさんの
み ちか そうだんあいて
身近な相談相手



そん
ご存じですか？

みんせい いん
民生委員
じどう いん
児童委員



みんせい いん じどう いん
民生委員・児童委員には
ほう もと しゅひ ぎむ
法に基づく守秘義務があり
そうだん ないよう
相談内容の
ひみつ まも
秘密は守られます

◆ こんな活動をしています ◆

♪ 民生委員・児童委員は、ちいき かた あんしん くらせるよう、そうだん の ぶくし
しょうかい ぎょうせい せんもん き かん
紹介したり、行政や専門機関との“つなぎ役”を務めたりします。

♪ また、じどう いん
また、児童委員として、こどもに関する心配事の相談に乗り、すこ ぞだ てつだ
健やかに育てるお手伝いをします。

♪ しゅにん じどう いん
主任児童委員は、こそだ せんもん しえん みんせい いん じどう いん
こどもや子育てを専門に支援する民生委員・児童委員です。



↑「みんなの健康・福祉の
つどい」バザー出展



ショッピングセンターで
チラシ配り

民生委員・児童委員の詳細について

・・・ 委員の次期任期 ・・・

令和7年12月1日～令和10年11月30日

・・・ 委員の適格要件 ・・・

- ◆ おおよそ75歳未満であること
- ◆ 地域活動に積極的に参加・協力していること
- ◆ ボランティア精神をもっていること など

・・・ 民生委員児童委員協議会について ・・・

民生委員・児童委員は必ず地区の民生委員児童委員協議会(民児協)に所属します。
民児協では、毎月定例会を開催し、福祉に関する研修や、担当している世帯への支援方
法の検討を行っており、日々の活動を進めていくうえで大切な場となっています。

・・・ お問い合わせ先 ・・・

社会・障がい者福祉課 社会福祉係 ☎0948-96-8234